



マイナンバーカードを取得された方へ

1. マイナンバーカードについて

マイナンバーカードは、顔写真付きの公的な身分証明書として、金融機関での手続きや携帯電話の契約等、色々な手続きの場面で使用できます。

また、自宅で確定申告が出来るほか（カードのICチップを読み込む必要があるため、カードリーダーが必要）、健康保険証として利用が可能です。（健康保険証の登録が別途必要）

【表面】



【裏面】



- ① ○○○○年○月○日まで有効（カードに印字されているもの）

カード本体の有効期限です。期限が近づくごと自宅に申請書が届きますので、新しいカードの申請をお願いします。なお、2枚目のカード受取時に前のカードを回収します。紛失等で回収が出来ない場合、手数料「1,000円」発生しますのでご注意ください。

- ② 電子証明書の有効期限（マジックで記入してあるもの）**※15歳未満は付きません**

カードに搭載されている電子証明書の有効期限です。期限が切れる前に法務省からご自宅へ通知が来ます。通知書の内容を確認し、更新の手続きを行ってください。

- ③ ブルーの余白

カードの記載内容に変更が生じた場合、自治体職員が記入を行います。
住所変更、氏の変更など

- ④ マイナンバー（12桁） ⑤ICチップ（プライバシーの高い情報は記録されません）

2. マイナンバーカードの管理とパスワードの取扱い

- ① マイナンバーカードは紛失、盗難等ないように大切に取扱いしてください。
- ② マイナンバーカードは、ICチップとアンテナなどの電子部品を内蔵した精密機器の為、カードの取扱い方法によって故障する可能性があります。カードの保管や使用に当たっては十分注意してください。
- ③ 設定した暗証番号は、他人に知られないように十分注意してください。
お取りいただいた控えは大切に保管してください。

（裏面へ続く）

・マイナンバーカードを紛失した・・・

→マイナンバーカードを無くした場合は、直ちに以下の電話番号（紛失等の場合には365日24時間対応）に連絡し、マイナンバーカードの機能の一時停止を行ってください。

マイナンバー総合フリーダイヤル 0120-95-0178

なお、一時停止後にカードが見つかった場合、一時停止の解除が出来ます。ご本人様が住民票のある市区町村の窓口へマイナンバーカードをお持ちください。

・マイナンバーの再発行したい（紛失、失効など）

→マイナンバーの再発行を希望する場合には、住民票のある市区町村の窓口で再発行の申請を行っていただくことが出来ます。ただし、手数料「1,000円」かかります。（マイナンバーカード再発行手数料800円、電子証明書手数料200円）

2枚目のカードを再申請する際には、原則1枚目のカードは廃止されるので、1枚目のカードが出てきても使用することが出来なくなりますので、ご注意ください。

・マイナンバーカードの情報に変更が生じた

→住所の変更もしくは、婚姻などで、マイナンバーカードの情報に変更がある場合、転入届や婚姻届の提出に併せて、マイナンバーカードを市区町村の窓口へお持ちください。新たな情報（住所、氏）を追記欄へ記載します。

・マイナンバーカードの有効期限とは

→18歳以上の方は、発行日後10回目の誕生日まで、18歳未満の方は、発行日後5回目の誕生日までとなります。

マイナンバーカードが発行された時点で18歳以上の場合は、発行から10回目の誕生日までの有効期限となります。

・マイナンバーカードの暗証番号を忘れたもしくは変更したい

→暗証番号は市では把握していないため、再設定をしていただきます。

暗証番号の再設定については、原則、ご本人に窓口へお越しいただきます。

ご本人が来庁できない場合、代理人による申請では即日、暗証番号の変更はできません。

※ただし、15歳未満の場合は、親権者（父母）が代理で変更が出来ます。

その他ご不明点につきましては、現住所地へお尋ねください。

小浜市の場合は、以下電話番号にご連絡ください。

小浜市役所 市民福祉課

☎ 0770-64-6017